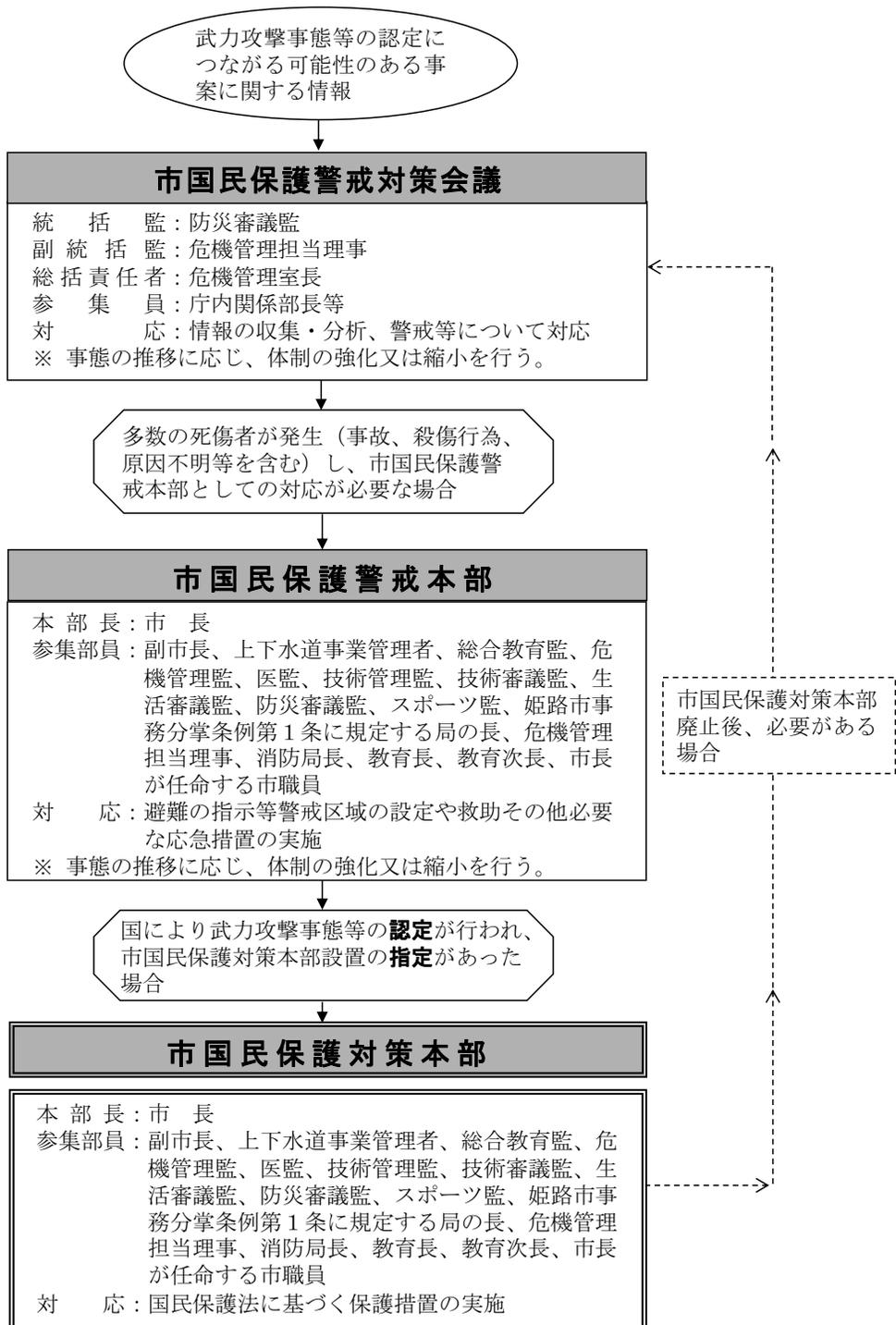


第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 組織の設置

武力攻撃事態等において、内閣総理大臣の指定に基づき設置する市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）や、必要に応じて、対策を講じるために設置する市国民保護警戒対策会議（以下「市警戒対策会議」という。）及び市国民保護警戒本部（以下「市警戒本部」という。）など、その状況に応じて適切な措置を実施するための組織体制等について示す。《資料編 4P 参照》

【組織設置の主な流れ】



第1節 市対策本部設置前の体制

多数の死傷者の発生や、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このような事態において、関係機関からの情報等を迅速に収集・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性を考慮し、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 市警戒本部等の設置

内閣総理大臣から市対策本部を設置すべき市の指定がない場合で、情報の収集、警戒及び応急対策について状況に応じて、市警戒対策会議（統括監：防災審議監、副統括監：危機管理担当理事、総括責任者：危機管理室長）又は市警戒本部（警戒本部長：市長）を設置する。

(1) 市警戒対策会議

① 設置基準

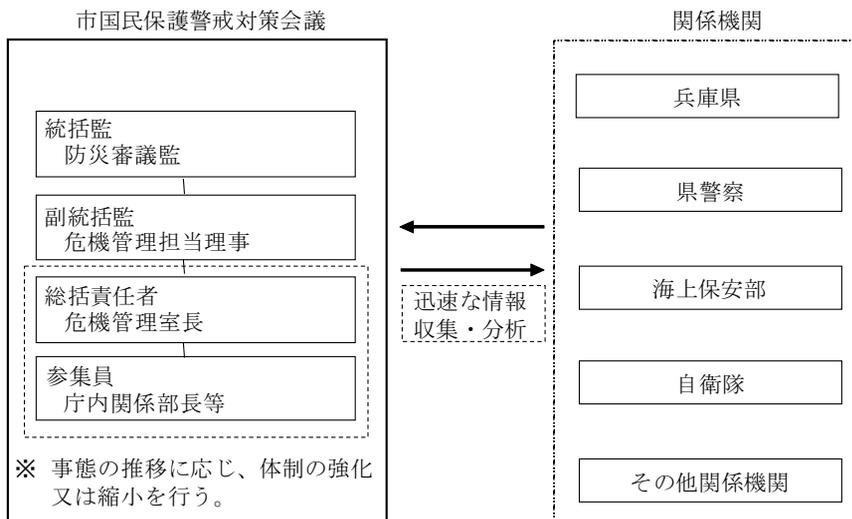
- ア 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について対応が必要であると認められるとき。
- イ 市外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合で、市警戒対策会議としての対応が必要であると認められるとき。
- ウ 国により市外で発生した事案が武力攻撃事態等に認定されたが、姫路市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合で、市警戒対策会議としての対応が必要であると認められるとき。
- エ 市対策本部を廃止した場合で、引き続き対応が必要であると認められるとき。
- オ その他、防災審議監が必要であると認める場合。

② 設置手順

市警戒対策会議を設置する場合は、次の手順により行う。

- ア 国民保護担当職員は、構成員に対し、参集の連絡を行う。
- イ 市警戒対策会議の設置場所は、市災害対策本部 本部対策室とする。
- ウ 市警戒対策会議の設置その他本市の対応状況について、市長及び幹部職員に報告する。

③ 組織構成



④ 対処措置

情報の収集・分析、警戒等について対応を行う。

(2) 市警戒本部

① 設置基準

ア 市内及び市周辺で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生し市警戒本部としての対応が必要であると認められるとき。

イ 国により市外で発生した事案が武力攻撃事態等に認定されたが、姫路市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合で、市警戒本部としての対応が必要であると認められるとき。

ウ その他、市長が必要であると認める場合。

② 設置手順

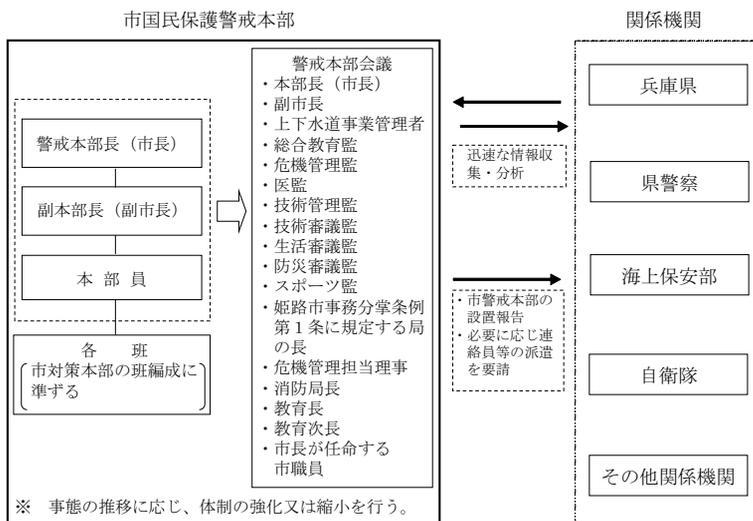
市警戒本部を設置する場合は、次の手順により行う。

ア 国民保護担当職員は、構成員に対し、参集の連絡を行う。

イ 市警戒本部の設置場所は、市災害対策本部 本部会議室及び本部対策室とする。

ウ 市警戒本部の設置その他本市の対応状況について、県をはじめ関係機関に連絡する。

③ 組織構成



④ 対処措置

ア 市は、市警戒本部において、各機関との連絡調整に当たるとともに、被災現場において消防機関が行う消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法に基づく避難の指示等、警戒区域の設定を行うとともに、自ら又は関係機関と協力し災害対策基本法等に基づく救助その他必要な応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を関係部局等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

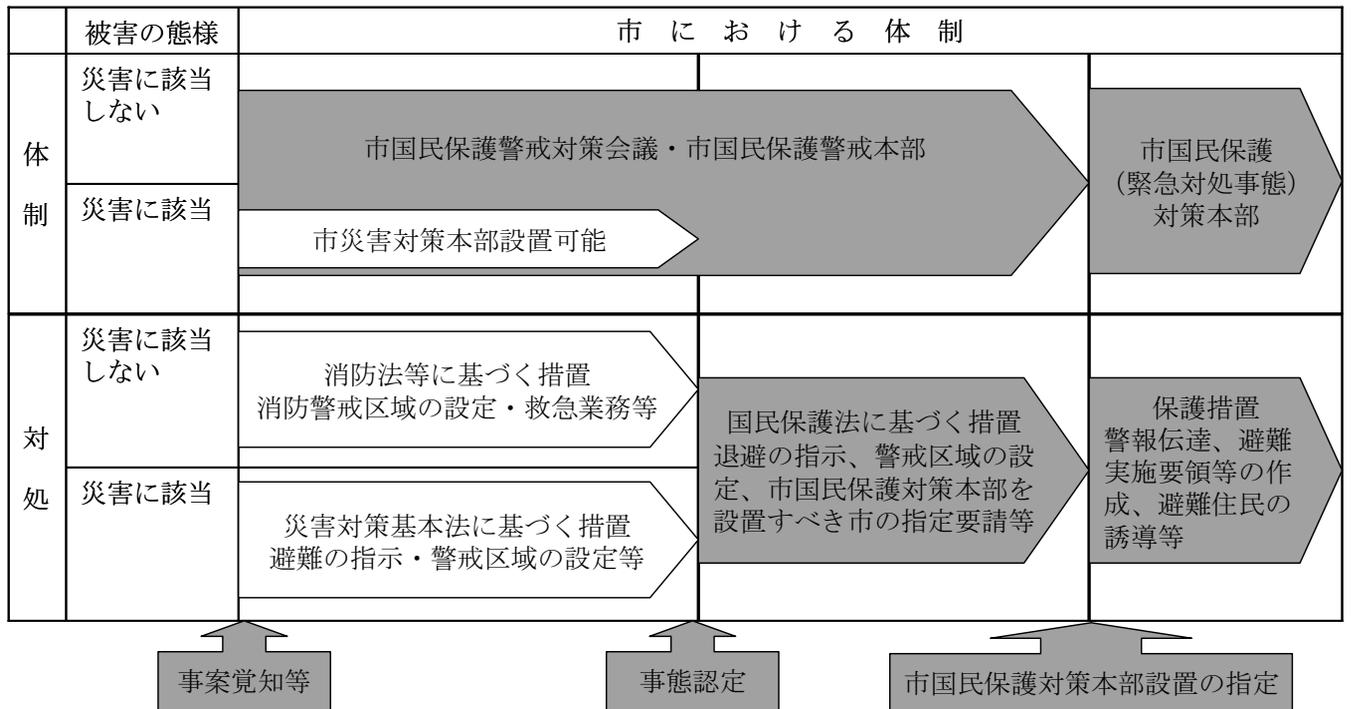
イ 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

ウ 市長は、政府による武力攻撃事態等の認定（以下「事態認定」という。）が行われたが、市に対し、市対策本部を設置すべき指定がない場合においては、必要に応じ、自ら、若しくは、警察官又は海上保安官に要請することにより国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定を行うとともに、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定について要請するなどの措置を行う。

⑤ 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

【市における初動体制と災害対策基本法等との関係】



2 市対策本部との調整

(1) 市対策本部設置前の調整

市警戒本部等を設置した後に、市対策本部を設置すべき市の指定があったときは、直ち

に市対策本部を設置し、新たな体制へ移行するとともに、市警戒本部等を廃止する。

また、市対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

(2) 市対策本部設置後の調整

市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けた場合は、遅滞なく市対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について対応が必要であると認められるときは、市警戒対策会議へ移行する。

第2節 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、設置手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 設置手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知（法25）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に市警戒本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

③ 市対策本部員及び本部詰職員等の参集

国民保護担当職員は、市対策本部員及び本部詰職員等に対し、あらかじめ整備した連絡体制により、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

国民保護担当職員は、市災害対策本部 本部会議室及び本部対策室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

その際、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

市長は、市対策本部を設置したときは、関係機関に対して、直ちに市対策本部を設置した旨を通知するとともに市議会に設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、市対策本部の設置期間が長期に及ぶ場合においても、その機能が十分に確保されるよう、防災における体制を活用し、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

また、市外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等 (法26)

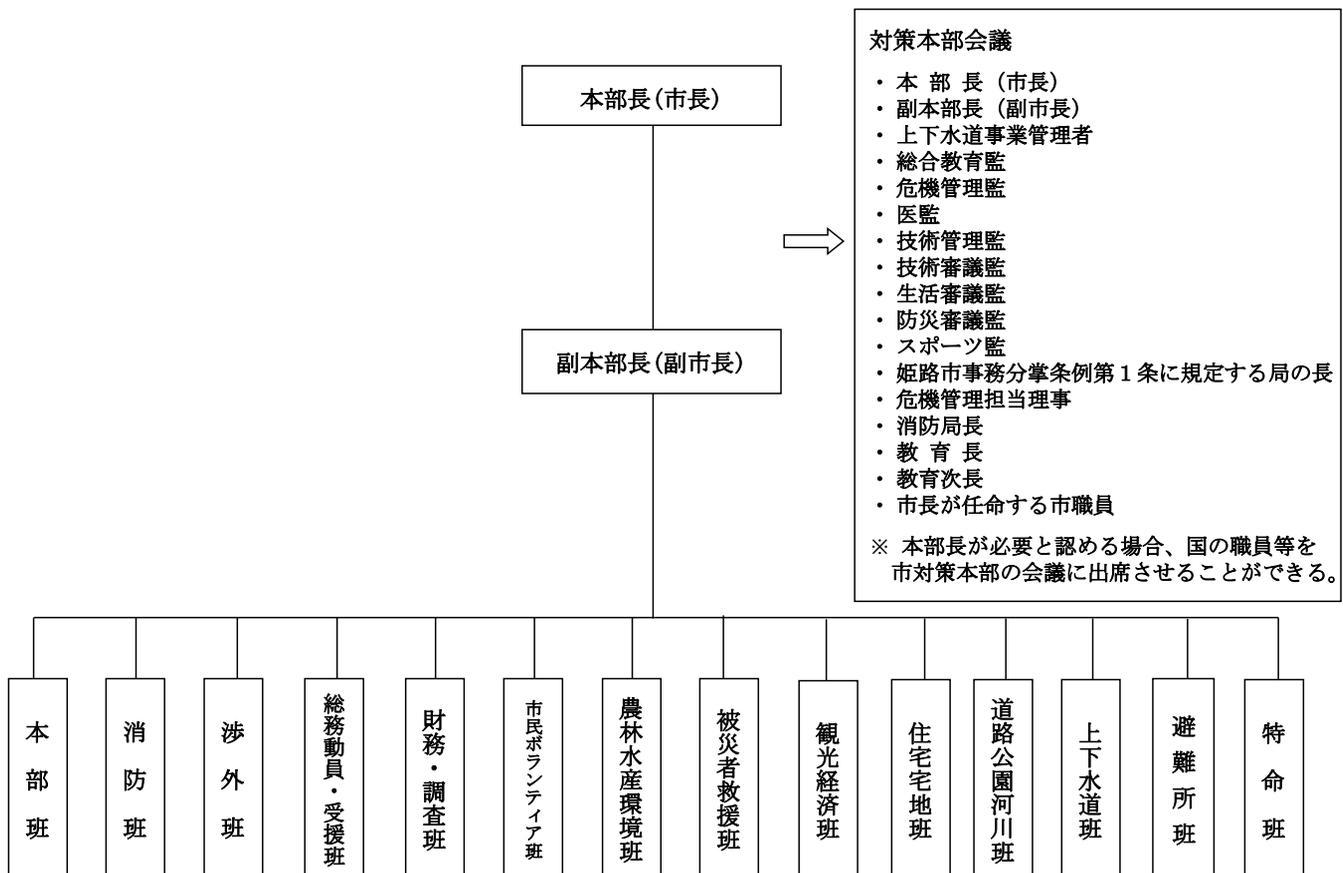
市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

なお、市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず、保護措置を実施することができる。

(3) 市対策本部の組織構成

① 市対策本部の組織構成は次のとおりとする。

【市対策本部の組織構成】



② 市対策本部会議

市対策本部長、市対策副本部長及び本部員で組織される本部会議を設置し、保護措置に関する基本的な事項について協議し、決定を行う。

【事務分掌（協議事項）】

- 1 保護措置の総合調整に関すること
 - ① 各班間の保護措置に係る調整
 - ② 国民保護関係機関及び応援部隊等との調整
- 2 県及び他市町等関係機関との連絡調整
- 3 職員の動員・配備体制に関すること
- 4 避難の指示及び避難実施要領の策定に関すること
- 5 警戒区域の設定及び退避の指示に関すること
- 6 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め
- 7 保護措置に関する予算及び資金に関すること
- 8 その他保護措置に関する重要事項の決定に関すること

③ 副班長会議

本部会議と各班との情報伝達を円滑にするため必要に応じ本部班が副班長会議を設置する。

【事務分掌（協議事項）】

- 1 各班の所管の被害状況、保護措置の実施状況、その他保護措置に必要な情報等のとりまとめに関すること
- 2 各班間の連絡調整に関すること
- 3 本部会議の協議事項の作成に関すること
- 4 本部会議からの指令その他連絡事項等の連絡に関すること

④ 関係機関会議

市対策本部と関係機関の連携を効率的に行い、一体的な保護措置の実施を図るために、必要に応じ市対策本部に設置する。

【所掌事務】

- 1 各機関の所管の被害状況、保護措置の実施状況その他防災活動に必要な情報等のとりまとめに関すること
- 2 本部会議及び各防災関係機関からの指令その他連絡事項等の連絡に関すること

⑤ 各班の構成等

市対策本部に係る各班の構成及び事務分掌等については、資料編に記載する。

《資料編 5P 参照》

(4) 市国民保護現地対策本部の設置

市長は、避難住民等が多い地域や武力攻撃災害による被災者が多数に及ぶ地域等において現地における保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国及び県の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市国民保護現地対策本部（以下「市現地対策本部」）を設置する。

また、市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

① 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

② 市は、消防機関又は県警察等の関係機関現地責任者が現地調整所を設置したとの連絡を受けた場合には、速やかに、当該調整所に職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の性格について】

1 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）

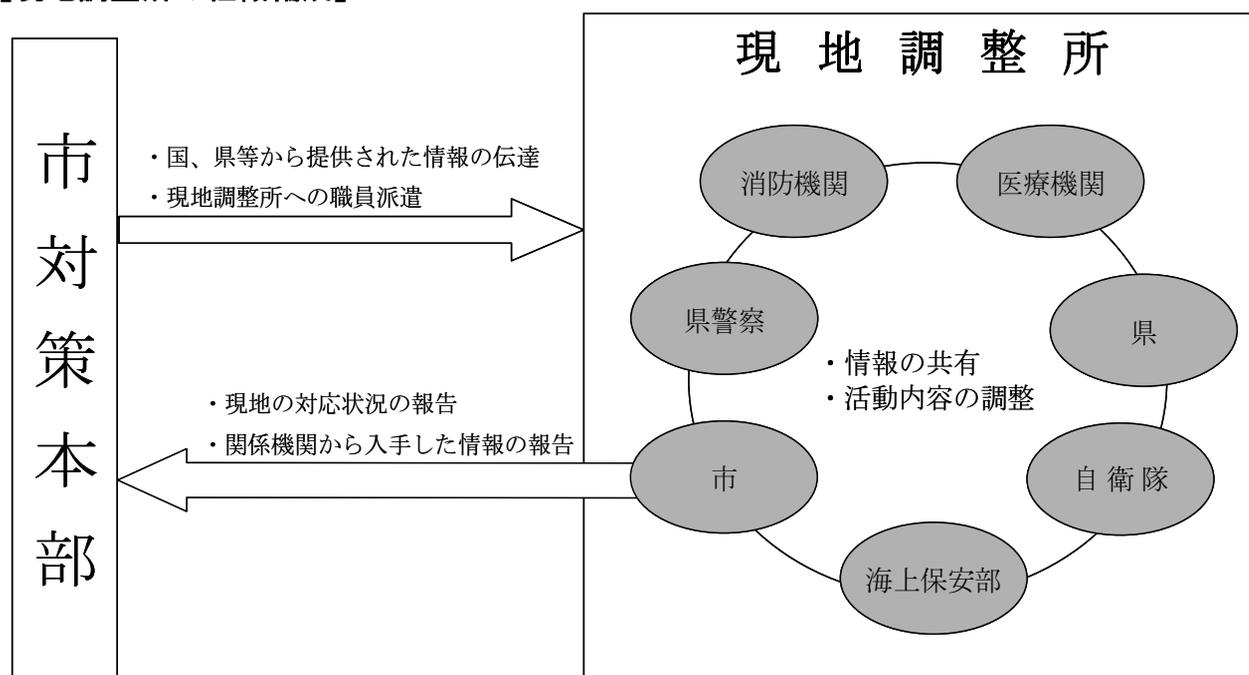
2 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。

3 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

4 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市職員を積極的に参画させることが必要である。（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）

【現地調整所の組織編成】



(6) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、市民に正確かつ積極的に情報提供を行なうため、広報を一元的に行う広報責任者を設置する。

② 広報手段

テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネット、ホームページ等のほか、様々な広報手段を活用して、市民に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて記者会見を行う。

ウ 県と連携した広報体制を構築する。

エ コミュニティFM等と連携し、きめ細かな広報の実施を図る。

2 市対策本部長の権限 (法29)

市対策本部長は、市域における保護措置を総合的に推進するため、各種の保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市内の保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認め

るときは、市が実施する保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請等

市対策本部長は、市域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、市域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する保護措置に関し、総合調整を行うように要請するよう求める。

この場合、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに当たって必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

3 職員の動員・配備

武力攻撃災害等における応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員・配備について定める。

(1) 職員の動員体制

- ① あらかじめ定められた市対策本部員、本部詰職員は、直ちに配備に就く。
- ② 上記以外の職員については、原則として、市対策本部長が決定する配備体制を取るものとし、その参集基準に従い動員を行う。
- ③ 具体的な配備人員等については、事態の状況等を勘案し、市対策本部長が決める。

【職員配備体制】

配備体制	対応する体制			配備体制の基準	配備内容
	市国民保護警戒対策会議	市国民保護警戒本部	市国民保護対策本部		
警戒	○			<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について対応が必要であると認められるとき 市外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合で、市警戒対策会議としての対応が必要であると認められるとき 国により市外で発生した事案が武力攻撃事態等に認定が行われたが、姫路市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合で、市警戒対策会議としての対応が必要であると認められるとき 市対策本部を廃止した場合で、引き続き対応が必要であると認められるとき その他、防災審議監が必要であると認める場合 	関係職員による体制
第1号		○		<ul style="list-style-type: none"> 市内及び市周辺で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合で、全部局のあらかじめ定めた少数の人員での対応が必要であると認められるとき 国により市外で発生した事案が武力攻撃事態等に認定が行われたが、姫路市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合で、全部局のあらかじめ定めた少数の人員での対応が必要であると認められるとき その他、警戒本部長（市長）が必要であると認める場合 	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
			○	<ul style="list-style-type: none"> 国により武力攻撃事態等の認定が行われ、姫路市に対して市対策本部を設置すべき市の指定があった場合で、全部局のあらかじめ定めた少数の人員での対応が必要であると認められるとき 	
第2号		○		<ul style="list-style-type: none"> 市内及び市周辺で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合で、全部局での対応が必要であると認められるとき 国により市外で発生した事案が武力攻撃事態等に認定が行われたが、姫路市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合で、全部局での対応が必要であると認められるとき その他、警戒本部長（市長）が必要であると認める場合 	所属人員のうちからあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配置し、対策に当たる体制
			○	<ul style="list-style-type: none"> 国により武力攻撃事態等の認定が行われ、姫路市に対して市対策本部を設置すべき市の指定があった場合で、全部局での対応が必要であると認められるとき 	
第3号		○		<ul style="list-style-type: none"> 市内及び市周辺で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合で、相当規模の被害が発生するなど、全庁を挙げての対応が必要であると認められるとき 国により市外で発生した事案が武力攻撃事態等に認定が行われたが、姫路市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合で、全庁を挙げての対応が必要であると認められるとき その他、警戒本部長（市長）が必要であると認める場合 	原則として所属人員全員を配置し、応急対策に万全を期して当たる体制
			○	<ul style="list-style-type: none"> 国により武力攻撃事態等の認定が行われ、姫路市に対して市対策本部を設置すべき市の指定があった場合で、武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を挙げての対応が必要であると認められるとき 	

※ ○は、対応する体制

※ 市警戒対策会議において特に必要と認められる場合には、第1号～第3号の配備体制を取る。

(2) 参集場所

職員の参集場所は、原則として各職員が所属する部署に参集する。ただし、次の場合はその指定された場所とする。

	指定された職員	参集場所
1	本部員、各班長、本部詰職員	市対策本部設置場所
2	班長から指定があった職員	指定された場所
3	初動要員	市対策本部設置場所

※ 初動要員は、市対策本部開設の指示を受けた場合に参集し、又、明らかに設置される状況であると判断される場合には、自主的に参集する。

(3) 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、事態発生直後の動員対象から除外する。これらに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- ① 職員自身が、災害発生時に療養中又は災害の発生による傷病の程度が重傷である場合
- ② 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、職員が付き添う必要がある場合
- ③ 自宅から火災が発生し又は周辺で火災が発生し延焼する恐れがある場合
- ④ 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等がおり、職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- ⑤ 自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合

4 市対策本部の廃止 (法30)

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止し、市議会その他の関係機関に対して報告する。

この場合において、武力攻撃事態等及び武力攻撃災害等の状況に応じ、必要と認めたときは、市警戒対策会議へ移行する。

5 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 情報通信機器等の活用

市は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

また、被災、通信輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。